

社会福祉法人下呂市社会福祉協議会

「居宅サービス」・「介護予防サービス」・「介護相当サービス」 利用契約書

サービス利用者：_____（以下「利用者」という。）と社会福祉法人下呂市社会福祉協議会（以下「事業者」という。）は、利用者が事業者から提供されるサービスを受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

第1条（契約の目的）

1 事業者は、関係法令及び本契約書に従い、利用者に対し、利用者が可能な限り居宅において能力に応じ、自立した生活を営むことができるよう次のサービスを提供します。

- 訪問介護
- 訪問介護相当サービス
- 基準該当訪問入浴介護
- 基準該当介護予防訪問入浴介護
- 通所介護
- 通所介護相当サービス
- 地域密着型通所介護

2 利用者は、事業者からサービスの提供を受けたときは、事業者に対し別紙サービス重要事項説明書の記載に従い、利用者負担額及び実費負担額を支払います。

- ①別紙「訪問介護重要事項説明書」・「訪問介護相当サービス重要事項説明書」
- ②別紙「訪問入浴介護重要事項説明書」・「介護予防訪問入浴介護重要事項説明書」
- ③別紙「通所介護重要事項説明書」・「地域密着型通所介護重要事項説明書」・「通所介護相当サービス重要事項説明書」

第2条（契約期間）

1 本契約の契約期間は、契約締結日より、利用者の要介護・要支援認定または介護予防・日常生活支援総合事業の事業対象者の有効期間満了日までとします。但し、契約期間満了日以前に利用者が申請し、変更または新規の認定を受け、有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の期間満了日までとします。

2 上記契約満了日までに、利用者から事業者に対して更新拒絶の申し出がない場合、契約は自動的に更新されたものとみなします。

第3条（個別サービス計画の作成及び変更）

1 事業者は、居宅サービス計画、介護予防サービス計画または介護予防ケアマネジメント（ケアプラン）に基づいてサービスの目標及び目標を達成するための具体的サービス内容等を記載した個別サービス計画を作成します。事業者はその内容を利用者に説明して同意を得、交付します。

2 事業者は、利用者が計画の変更を希望する場合は、速やかに担当ケアマネジャーに連絡するなど必要な援助を行います。

第4条(サービス内容の変更)

- 1 事業者が提供するサービスのうち、この契約で利用するサービスの内容、利用料金及び関係法令適用の有無については、別紙「重要事項説明書」の通りです。
- 2 利用者は、利用期日前において、サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を支給限度額の範囲内で追加することができます。
- 3 事業者は、第2項に基づく利用者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、当該利用希望日の利用状況等により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合であって、他の利用可能日時を提示できる場合、利用者と協議いたします。
- 4 事業者は、別紙「重要事項説明書」に定める、キャンセル料金の支払いを求められます。

第5条(利用者負担額及び実費負担額)

- 1 利用者は、前条に定めるサービスに対して、重要事項説明書に定める所定の利用者負担額及びサービス利用にかかる実費負担額を事業者に支払います。
- 2 前項の利用者負担額及び実費負担額は、1ヶ月ごとに計算し利用者はこれを翌月27日までに支払います。

第6条(事業者の基本的義務)

- 1 事業者は、利用者に対し居宅において日常生活を営むことができるよう、必要なサービス提供を適切に行います。
- 2 事業者は、利用者の意思と人格を尊重し、常に利用者の立場にたってサービスを提供します。

第7条(事業者の具体的義務)

- 1 安全配慮義務…事業者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、財産の安全確保に配慮します。
- 2 説明義務…事業者は、本契約に基づく内容について、利用者の質問等に対して適切に説明します。
- 3 記録保存整備義務…事業者は、サービス提供に関する記録を整備した日から、5年2ヵ月間保存します。

第8条(事故と損害賠償)

- 1 事業者は、サービス提供時間帯において利用者の様態が急変した場合、応急手当、救急車の要請並びに主治医・利用者家族への連絡等、迅速な対応措置を講じます。
- 2 事業者は、サービスの提供によって事故が生じた場合においても、速やかに利用者家族に連絡し必要な措置を講じます。
- 3 事業者は、サービスを提供するにあたって、事業者の責任と認められる事由によって利用者に損害を与えた場合には、速やかに利用者の損害を賠償します。

第9条(契約の終了事由)

本契約は、以下の各号に基づく契約の終了事由が生じた場合に終了するものとします。

- 1 利用者が死亡した場合
- 2 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- 3 事業者が指定を取り消された場合
- 4 第10条から第13条に基づき本契約が解約又は解除された場合
- 5 第2条に基づき、契約の更新拒絶の申し出があった場合

第10条(利用者からの中途解約)

利用者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、利用者は契約終了を希望する日の3日以上前までに事業者へ通知するものとします。

ただし、利用者が入院した場合等、正当な事由がある場合には即時に解約することができます。

第11条(利用者からの契約解除)

利用者は、事業者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- 1 事業者が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合
- 2 事業者が第7条に定める義務に違反した場合
- 3 事業者が故意又は過失により利用者もしくはその家族等の生命・身体・財産・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

第12条(利用料の滞納)

事業者は利用者が、第5条に定めるサービス利用料金の支払いを2ヶ月以上滞納し、利用者に対し2週間以内に滞納額を支払うよう勧告したにも関わらず全額の支払いがないときは、全額の支払いがあるまで利用者に対してサービスの全部又は一部の提供を一時停止することができます。

第13条(事業者からの契約解除)

事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- 1 利用者がサービス事業者に対し、第12条の一時停止の意思表示をした後、2週間経過しても全額の支払いがない場合
- 2 利用者が故意又は重大な過失により、サービス従事者または他のご利用者の生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合
- 3 伝染性疾患を有し、他の利用者に伝染させる恐れがあり、管理上支障があると認められる場合
- 4 前各号に掲げる場合のほか、サービス利用が適当でないと認められるとき

第14条(身体拘束の禁止)

事業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除いて、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

第15条(虐待防止のための措置)

事業者は、利用者に対する身体的、精神的苦痛等の虐待を防止するため、担当者を設置および指針を整備し、委員会を定期的に開催します。

- 2 従業者に虐待防止啓発のための定期的研修を実施します。

第16条(苦情解決)

- 1 利用者は、本契約に基づくサービスに関して、いつでも重要事項説明書に記載されている苦情受付窓口に苦情を申し立てることができます。
- 2 利用者は、本契約に基づくサービスに関して、重要事項説明書に記載された行政機関などに苦情を申し立てることもできます。

第17条(秘密保持及び個人情報利用の同意)

- 1 事業者は、正当な理由がない限り、利用者に対するサービス提供にあたって知りえた利用者及びに家族の個人情報を他に漏らしません。
- 2 事業者は、従業員が退職後も在職中に知り得た利用者並びに家族の個人情報を他に漏らすことがないように必要な措置を講じます。
- 3 利用者及び家族の個人情報をサービス担当者会議等において用いることがあります。
- 4 利用者及びその家族は、本条第3項に係る個人情報の利用については、本契約締結により同意とします。

第18条(協議事項)

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は関係法令の定めるところに従い、利用者との誠意をもって協議するものとします。

第19条(その他)

訪問の際はペットをゲージに入れる、リードで繋ぐなどの保護の配慮をお願いします。1ヶ月以上対応していただけない場合は、サービス提供を中止させていただく場合があります。また、職員が噛まれた場合、治療費等のご相談をさせていただく場合があります。

本契約を証するため本書2通を作成し、利用者、事業者が署名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

◇契約締結日 令和 年 月 日

◇サービス利用者 住 所 下呂市

氏 名 _____

◇署名代行者 住 所 _____

氏 名 _____ 印(続柄 _____)

◇ご家族 住 所 _____

氏 名 _____

◇事業者 住 所 岐阜県下呂市萩原町萩原875番地2
 法人名 社会福祉法人 下呂市社会福祉協議会
 代表者 会 長 大 谷 克 己 印

- ①「訪問介護・訪問介護相当サービス事業所」(ホームヘルプサービス)
萩原ホームヘルプステーション(第2172800365号)
- ②「基準該当訪問入浴介護・基準該当介護予防訪問入浴介護事業所」(訪問入浴サービス)
萩原訪問入浴サービスセンター(第2182800033号)
- ③「通所介護・通所介護相当サービス事業所」(デイサービス)
小坂デイサービスセンター(2172800431号)
やすらぎセンター四美(第2172800399号)
やすらぎセンター四美サテライト事業所 やすらぎセンター萩(出張所)
- ④「地域密着型通所介護・通所介護相当サービス事業所」(デイサービス)
デイサービスセンターつつじ苑(地域密着型通所介護 第2192800148号)
デイサービスセンターつつじ苑(通所介護相当サービス 第2172800506号)